

2024年6月18日

様

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎

# 「2024年度自治体キャラバン行動」に関する 申し入れと懇談への対応のお願い

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、別紙の「要望書」を送付いたします。

今年度につきましては、下記の点でご対応くださいますようお願い申し上げます。

## 記

1. 「要望項目」について、貴自治体としてのご見解および今後の計画について、必ず「文書回答」を概ね1か月をめぐりとしてメールでご送付ください。文書回答は届き次第、大阪社保協ホームページ「2024年度自治体キャラバン行動」のページにアップし、他市町村の回答も見ただけのようにいたします。要望書データをお送りいたしますので下記アドレスに「2024年度自治体キャラバン行動要望書データ希望」と記してお送りください。(昨年の要望書への回答及びアンケート集約・資料集はすべて「2023自治体キャラバン」ページにアップしております。
2. また、懇談当日は要請項目に関連した貴自治体で作成されている市民向けの広報物(「国保のしおりや減免制度のチラシ」「生活保護のしおり・手引き」等)を参加者にご提供ください。必要枚数は今年の参加者数を参考にお願いします(2023年度自治体キャラバンページ昨年度スケジュールに参加者数を掲載しています)。なお、この間いただきましたアンケート回答につきましては、現在集約・入力中であり、7月下旬頃「資料集」としてみなさまのお手元に送付いたします。その際の送り先担当課及び担当者名もお知らせください。お返事なき場合は、国民健康保険課あて問い合わせをさせていただきます。資料集は懇談当日にお持ちください。資料集データは大阪社保協ホームページにもアップいたします。
3. 貴自治体のご都合のよい日時をお知らせください。  
当日の2時間の懇談には全担当課の責任ある立場のご出席をお願いいたします。  
なお、この日程・時間についてのお返事、お問い合わせについては、大変申し訳ありませんが、電話ではなく必ず下記のアドレスでのメールでいただきますようお願い申し上げます。

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2

メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2024年6月18日

様

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎

【事務局】

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労会館

sakasha@poppy.ocn.ne.jp

## 2024年度自治体キャラバン行動 要望項目

### 1. 職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

(人事課)

職員の採用については、交野市職員定員管理計画に基づき、計画的に定数管理を行っております。効率的かつ効果的な組織体制の確立に引き続き努めるとともに、緊急時・災害時にも対応できるよう、業務体制確保に努めてまいります。

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(人事課)

ジェンダーバランスの偏りについては、女性は出産・育児等のライフイベントがワーク・ライフバランスに影響しやすく、管理職となる年齢までに離職する割合が男性に比べて高いことが一因と考えられます。

本市においては、特定事業主行動計画で管理職の職員の割合の目標を30%超と定め、女性職員の活躍を推進することができるよう、ワーク・ライフ・バランスに留意しながら、多様な知識・経験を身に付けることができる職への配置を進めるとともに、管理職への登用を積極的に進めております。

また、職員の採用から配置・育成・昇任にわたる長いプロセスが必要であることから、男女区別なく人材育成を図り、適材適所を原則としつつ、庁内における女性の管理職への積極的な登用に努めます。

③大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

(人事課・市民課)

令和6年6月末現在における本市の外国人人口は709人となっており、国籍・地域別では中国人が166人と最も多く、韓国人が154人、ベトナム人が153人、インドネシア人が47人、フィリピン人が30人と続いています。

外国人人口が年々増加傾向となっている状況への対応としましては、翻訳機、国・府が作成している外国人向けのリーフレット等の適切な活用や、現時点では明確な集計は行っていませんが、外国語対応できる職員を適宜把握した上で情報共有し、担当課で対応できる職員がいない場合に部局を越えて対応する等、市民が窓口来所時に困ることがないように努めてまいります。

## 2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

①2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

(子育て支援課)

「子どもの生活に関する実態調査の報告書」については、交野市ホームページのサイト内検索で検索できるようにアップしております。

②子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。

(学務保健課)

申請手続きの簡素化は、オンライン化も含めて検討しております。

また、支給額の適正化について、近隣市も参考に調査研究して参ります。

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

(子育て支援課)

市内の子ども食堂については、小規模な市民団体に運営されており、週1回から月1回程度、放課後等における食事や学習、体験活動を実施されています。朝食支援については、学校や教育

委員会等と連携し、ニーズ把握を行うとともに、他市の状況を調査してまいります。

(福祉総務課)

地域で困りごとを抱えている方々の状況によって、必要に応じて関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えます。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

(子育て支援課)

今年度、市内の子ども食堂等が新たに1か所増設され、子どもの居場所づくり事業として、それぞれ週1回～月1回の頻度でフードパントリーや会食形式にて実施されており、食事の提供を通じた子どもの居場所づくり事業を展開されているところです。本市では各団体の活動に対する補助金交付や各団体の情報交換の場である連絡会の機会を通じて、情報提供や情報共有等を行ってまいります。

(福祉総務課)

フードバンク事業等以外での支援としては、生活にお困りの方が相談できる機関のひとつとして、生活困窮者自立相談支援事業の「自立相談支援機関」があり、相談内容によって適正な支援につながるよう、関係機関と連携を図っております。(フードバンクについても当課の所管業務ではありませんので、ここまでの回答となります)

ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(子育て支援課)

児童扶養手当の申請時及び現況届提出時においては、執務室内に窓口を設置し、プライバシーに配慮したうえで対応を行っております。また、国の「プライバシーに関する対応についての留意事項」に基づき、人権侵害に当たらないよう細心の注意を払いながら対応するよう心掛けております。

また一部オンライン申請を開始するなど、手続きの簡素化に努めております。

DVに関連した離婚に対しましては、関係機関とも連携を図り、詳細な聞き取りに代わる方法を模索する等、本人の心理的負担の軽減を図っている他、ひとり親になったことによる経済的不安に関しましては、本人からの聞き取りを丁寧に行い、生活保護や奨学金情報等について、適宜情報提供しております。

外国語の対応が必要な方に関しましては、多言語通訳サービス KOTOBAL (コトバル) を利

用する等により適切な対応に努めております。

③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(子育て支援課)

こどもの医療費及び食事療養費の助成については、令和4年10月より対象年齢を15歳から18歳に引き上げ、拡充を行いました。

子ども及びひとり親等の医療費助成制度については、全国的な制度化が必要であると考えており、大阪府福祉医療助成制度の拡充も含め、今後も引き続き、国・大阪府に要望してまいります。

(こども家庭室)

「妊産婦医療費助成制度」につきましては、全国一律の制度として実施することが重要であると考えます。現時点では、国や府からの補助制度もなく、市単独での実施は困難な状況です。本市では、妊産婦等が安心して妊娠・出産ができるよう、初回産科受診費用助成、妊婦健康診査や産婦健康診査の費用助成、妊産婦歯科健康診査の無料実施、不育症治療費助成等を実施しています。

④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(学校給食センター)

自校式による給食の実施につきましては、平成28年4月、3つの給食センターを統合し、おりひめ給食センターを整備したところでございます。引き続きセンター方式での給食運営に努めてまいります。

給食費の無償化につきましては、中学校の給食費無償化、小学校6年生の給食費無償化を恒久的に実施しています。今後も段階的無償化の推進を検討してまいります。

(こども園課)

1号・2号認定の子どもにつきましては、市独自の多子カウントにより、第3子以降の副食費を完全無償化としています。

⑤学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

(指導課)

学校歯科検診で児童・生徒の口腔状態については把握しており、検診で「要受診」と判断された児童・生徒の「受診状況」の実態についても、調査・確認を行っております。

要受診者が未受診の場合、現在も家庭訪問時や個人懇談等において保護者へ受診を促しておりますが、口腔崩壊状態の児童・生徒の未受診者についてはさらに保護者への受診勧告を強化してまいりたいと考えております。

⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(指導課)

各学校では児童生徒の実態に応じて、給食後の歯みがきやうがいについての指導を行っています。歯と口の健康週間が設定されている6月には、歯みがき重点月間としたり、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施したりしています。

フッ化物洗口については、人数、設備の状況等により難しいと考えています。

⑦障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

(健康増進課)

市内に所在する歯科診療施設のリーフレット等につきましては、交野市歯科医師会等が参加する多職種連携委員会において作成、配布されているところです。

障がい児(者)の受け入れ可能施設等の案内につきましては、障がいの種別や心身の状況等が異なることから、個別に受診相談に応じ、近隣で障がい児(者)の診療を行っている施設を案内するなどして受診に繋げてまいります。

⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

(学務保健課)

奨学金につきましては、本市ホームページにてご案内しております。

また、本市では、こども医療費助成の18歳までの拡充、小学6年生及び中学校全学年での給食無償化等を行っており、現時点で自治体独自の給付型奨学金制度創設の予定はございません。

⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(都市まちづくり課)

公営住宅(市営住宅)につきましては、現在、5戸ございますが、建築から約70年以上経過しており、安全面から新規の入居を行っていない状況です。また、市内の空家数ですが、令和4年度に実施いたしました実態調査(令和6年度に本市の空家等対策計画の見直しに係る調査)では、511件となっております。シェアハウス等の利用による空家の貸し出し等については、空家建物の所有者の意向による判断となることから、本市といたしましては、「ハウジングファースト」の考え方のもと、住宅セーフティネットの構築にむけて、引き続きOsaka あんしん住まい推進協議会と連携を行ってまいります。

⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

(青少年育成課)

放課後児童会における指導員の担い手不足につきましては、深刻な問題として認識しており、今年度より処遇改善の一環として、任期付職員制度の導入を行うなど、指導員の確保策を講じているところです。今後も引き続き、児童会の運営状況また指導員の意見も踏まえつつ、指導員の安定的な確保に努めてまいります。

(こども園課)

保育人材確保のため、市内の認定こども園等で正規職員の保育教諭として就労した方や、保育教諭を目指す学生を対象にした市独自の補助金制度を実施しております。

⑪役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

(福祉総務課)

交野市立保健福祉総合センターについて、防災用としてロビー周辺につきフリーWi-Fiを完備しています。(施設管理者としてはここまでの回答しかできません。)

(社会教育課)

当課所管施設(交野市立青年の家/交野市立総合体育施設/交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター/交野市星田西体育施設)については、防災の観点で設置している施設はあるものの、専らスポーツ振興・文化振興施設として使用しており、施設内にて利用者がWi-Fiを活用する事業実施を想定していないことから、フリーWi-Fiの設置は予定しておりません。

(地域振興課)

公民館、集会所については、地域にて施設の維持管理を行っていただいているから、地域の実情に合わせて公民館、集会所の整備を行っていただくよう働きかけます。

(総務課)

交野市役所本館、別館等は、災害時の避難所に指定されていないことから、フリーWi-Fiは整備しておりません。今後、避難所等の指定があった場合には、整備を検討します。

⑫万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当



を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

#### (指導課)

万博をふくめ、校外学習の場所の選定や実施の可否等につきましては、学校が決定するものです。その際には、その実施のねらいが明確であること、また、安全への配慮がなされていることが必須であると考えます。

学校が適切な判断ができるよう、今後も府教育庁や万博協会事務局から提供された情報を学校に迅速にお伝えしてまいります。

#### (秘書政策課)

本市では、大阪府が実施した万博無料招待の意向調査においては、保護者側に交通費が生じることや児童の安全確保の観点から、市内 13 校の学校単位での参加は見送ることを表明しております。

ただし、懸念事項の改善や府から情報提供等を踏まえ、最終的には学校側が判断するものであると考えております。

### 3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証が廃止される(1 年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載

[保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 \(hokeni.org\)](https://www.hokeni.org/)

#### (医療保険課)

マイナンバーカードを持たないことで、医療機関の受診にあたり不利益が生じないように、国へ要望しております。

②新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第 8 次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

#### (人事課)

交野市職員定員管理計画に基づき、保健師等の採用を行い、人材確保に努めてまいります。



(健康増進課)

大阪府では新型コロナウイルス感染症流行時の医療の逼迫を教訓として、新興感染症等の発生及びそのまん延時における医療提供体制について、医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)と医療措置協定を締結されており、流行時にも重症者の入院、発熱外来での診察、自宅療養者等への医療提供、人材派遣等が迅速に行われるよう、体制づくりに努められると共に、府独自に業務の効率化、一元化による保健所機能の強化についても検討されているところです。

③PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに各市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

(健康増進課)

PFASに関する対応については、国・府等の動向に注視し、状況に応じて所要の措置を検討してまいります。

(水道局総務課)

水道局におきましては、適切な水質管理を行い、安全・安心な水道水の提供に努めて参ります。

## 4. 国民健康保険

①2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が各市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

(医療保険課)

国保財政の安定化のために、都道府県の広域化は有効であり、被保険者間の負担の公平化は必要なものと考えておりますが、被保険者にとって現在の保険料の負担は相当高いと認識しております。各市町村が独自で保険料抑制の対策するのではなく、標準保険料率自体の抑制を行うべきと考えますので、財政運営の責任主体である大阪府に対し引き続き要望してまいります。

②18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップロードができるようにすること。

(医療保険課)

子どもに係る均等割保険料の軽減拡充等について、引き続き、国や大阪府に要望しております。

また、今年度中に、様々な申請をオンラインで申請ができるよう、作業を進めております。

③3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

(医療保険課)

資格確認証の取扱いについては、国からの通知等に基づき適切に対応いたします。

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(医療保険課)

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応した「国民健康保険の手引き」を備えております。

## 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

(健康増進課)

令和5年度より、がん検診の自己負担額をワンコインの500円とし（国民健康保険加入者は無料）、受診率向上を図ったところです。また、ゆうゆうセンター受診分のインターネット予約を開始するなど、気軽に受診出来る体制としたことで、コロナ禍で減少した受診者数が流行前の水準を上回るまで回復したところです。今年度も受診率がより向上するよう、引き続き市民がより受診しやすい体制での実施に努めてまいります。

(医療保険課)

令和5年度は、これまでのはがきやSNS等の受診勧奨の取り組みに加え、国保加入者のがん検診費用の無償化を行い、特定健診とのセット受診を推奨することで、受診率の微増につながったと考えております。引き続き、勧奨方法や実施体制の効果検証により、関係機関と連携した事業展開を検討し、受診率のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、外国語版の案内等につきましては、KOTOBALの活用や他市町村等の取り組みを参考に検討してまいります。

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

#### (健康増進課)

歯科健診については、これまで満40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢を対象としていましたが、今年度より歯科医師会協力のもと、従来の対象年齢に満20歳と30歳の節目年齢を追加することで、より若い世代から受診機会が得られるよう、対象者を拡大したところです。

また、訪問診療が必要な在宅患者等から相談があれば、歯科医師会が設置する在宅ケアステーションから、訪問診療が可能な歯科医院を紹介いただき、適切な医療につなぐ体制を整備しています。

#### (医療保険課)

交野市では、健康増進計画・食育推進計画、特定健診等実施計画及びデータヘルス計画において、歯科健診等の歯科保健の推進を実施しております。

特定健診の項目ではございませんが、成人歯科健診対象者(20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)に対し、周知啓発を行い受診率向上に努めてまいります。

## 6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

#### (高齢介護課)

第9期の介護保険料につきましては、これまでと同様、基金を取り崩し保険料上昇の抑制に努めました。

ただ、一般会計からの繰り入れにより介護保険料を引き下げることが、いわゆる国の3原則に基づき、現在のところ考えておりません。

また、必要な要望につきましては、これまでと同様、国・府へ求めてまいります。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

#### (高齢介護課)

本市における市独自減免といたしましては、生活実態に即して真に生活が困難な状況にある年間収入144万円以下の方に対して、第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に保険料を軽減しています。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用率減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補給給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(高齢介護課)

介護保険制度は全国一律の制度であることから、サービス利用料等についての市独自減免は考えておりませんが、引き続き、利用者の負担軽減については、国へ要望等してまいります。

④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(高齢介護課)

本市の総合事業における従来相当サービスについては、適切なケアマネジメントにより必要性が認められた全ての要支援者が利用可能でございます。

なお、総合事業によるサービスの利用が見込まれる場合であっても、要介護（要支援）認定の申請についても説明するなど、申請を拒むようなことはございません。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

(高齢介護課)

第9期計画期間におきまして、本市では、総合事業の対象者を要介護認定者まで拡大することは検討しておりません。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(高齢介護課)

訪問型サービスの単価につきましては、サービス種別に応じた単価を設定しており、従事者が有する資格によって単価を変更することはありません。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(高齢介護課)

本市の実施する「自立応援会議」につきましては、ケアマネジメントの質の向上を目指した会議であり、ケアマネジメントに対する統制等を行うものではございません。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(高齢介護課)

同交付金については、本市においても申請をしておりますが、行き過ぎた目標設定はしておらず、第9期介護保険事業計画において、国が示す基本指針に基づいた内容の検討を行い、高齢者が最期まで自分らしく暮らすための支援に向けて取り組むとしているところです。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(高齢介護課)

本市におきましては、令和5年度より、市内事業所に新たに就労する人を対象に補助金制度を創設し、運用しています。

介護人材不足につきましては、介護保険制度の根幹を揺るがす問題であり、処遇改善に係る制度は全国一律で制度化されるべきものであることから、引き続き、国へも要望してまいります。

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(高齢介護課)

第9期介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム・定員合計29人）を、新たに1か所整備することとしており、今年度より、事業者の公募を進めてまいります。

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

(高齢介護課)

国の動向等を注視し、必要な要望は、継続して国等に挙げさせていただきます。

⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

(高齢介護課)

熱中症予防を含め、地域における高齢者の緩やかな見守りによるセーフティネットが機能す

るよう、地域包括支援センターを核とした地域ネットワーク体制の構築に向けて、今後も努めてまいります。

とりわけ、気候変動適応法第 21 条第 1 項に規定する市内の暑さをしのげる場所として、市役所、ゆうゆうセンター、星の里いわふねのほか星田会館の 4 か所を涼み処として開設しております。今後、現在、改修工事中の市内公共施設等を涼み処として順次指定し、熱中症対策の一環として涼しいところで一休みできる休憩場所を増やしていくことができると考えております。

なお、高齢者に対する電気料金に特化した補助制度の創設・整備予定につきましては、現在のところございません。

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

(高齢介護課)

介護保険証のマイナンバーカード化につきましては、国の動向を注視し、導入に際しては、慎重に検討する必要があると認識しております。

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(高齢介護課)

本市におきましては、令和 5 年度より、加齢により耳が聞こえにくくなった非課税世帯の 65 歳以上の人を対象に、補聴器等の購入に要する費用の一部を助成する補助制度を創設しております。

⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

(健康増進課)

新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種として位置付けられたことに伴い、本市においても今年度秋よりインフルエンザ予防接種等と同様に、一部公費負担（生活保護世帯に属する人は全額公費負担）にて実施する予定です。

(高齢介護課)

介護施設・事業所への真に必要な施策は何かを見極めた上で、必要な施策については迅速に対応してまいります。

⑬2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

(高齢介護課)

介護保険制度の枠組みにおける、医療費の助成制度の創設は難しいと考えます。関係機関に対し、当該要望につきまして、情報共有をさせていただきます。



⑭帯状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

(健康増進課)

帯状疱疹ワクチン接種については、先般、国において予防接種法上の定期接種に位置づける方針が示されたところです。今後、開始時期、対象者、自己負担額等の詳細について、国や近隣市の動きを注視し、調整を図ってまいります。

## 7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

(障がい福祉課)

障がい福祉サービスの支給決定は、要介護認定の申請日まで継続して行っております。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(障がい福祉課)

障がい特有の状態、本人の意向等により、障がい福祉サービスの利用ニーズがある場合につきましては、厚生労働省の通知等を踏まえ、柔軟な支給決定を行なっているところです。

③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(障がい福祉課)

自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断するものであるとの認識のもと、運用を実施しているところでございます。

障がい福祉サービスの上乗せについては、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準を踏まえ、柔軟な対応を行ってまいります。

④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(障がい福祉課)

本市におきましては、障がい特有の状態、本人の意向等により、障がい福祉サービスの利用ニーズがある場合につきましては、厚生労働省の通知等を踏まえ、柔軟な支給決定を行っており、「障がい者(児)のための福祉のてびき」においても記載しております。

⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(障がい福祉課)

ご本人の状態に応じて適切に支給決定を行なってまいりますとともに、現行通りの基準を適用するよう要望してまいります。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(障がい福祉課)

国庫負担基準につきましては、実績に応じた財政措置を講じられるよう、引き続き要望してまいります。

⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(高齢介護課)

障がいの理解に関しましては、要支援者のみならず、全てのサービス従事者に共通して求められるものと理解しています。

⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(障がい福祉課)

18歳以上の方の障がい福祉サービス利用者負担額は、本人及び配偶者の市町村民税課税状況に応じて負担上限月額を設定しており、生活保護世帯及び非課税世帯の負担上限月額は0円/月となっています。また、65歳になるまでに障がい福祉サービスを5年以上利用していた非課税世帯の方が介護保険サービスを利用した場合に、一定の要件を満たせば利用者負担が軽減されます。

⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(障がい福祉課)

重度障がい者医療費助成事業につきましては、大阪府市町村補助金交付要綱により、補助金の交付を受けております。自治体独自の対象者拡大・助成を行うことにつきましては、現在のところ市

単独での対応は考えておりません。

## 8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(生活福祉課)

扶養照会に関しましては、令和3年2月26日付で厚生労働省より発出された「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」の通知に基づき、厚生労働省が示す判断基準を参考に、扶養義務履行の可能性について聞き取り調査等をした上で対応を行っております。

また、窓口で生活保護の申請の意思を示された場合には、制度の内容について適切に説明を行った上で申請を受理しているところです。

②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度I世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ <hogoshinseisodan.pdf> ([city.neyagawa.osaka.jp](http://city.neyagawa.osaka.jp))

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

(生活福祉課)

生活保護の制度周知に係るポスターのデータが完成したため、今後はこれを様々な形で活用し、住民への周知に努めてまいります。

③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

(生活福祉課)

本市において、生活保護業務の実施にあたり、社会福祉法第15条並びに同法第16条の規定に従い適正な体制を確保しており、ケースワーカーは、社会福祉士または社会福祉主事の資格を有する職員を配置しております。

また、職員を国や府が主催する研修会に派遣し、生活保護業務に係る知識の向上等に努めております。

保護費の決定通知書については、各扶助費の内訳を示すとともに、決定理由欄に支給の内容を詳細に記すようにしており、分かりやすい表記に努めております。

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

(生活福祉課)

生活保護受給者の個別事情に応じて、担当ケースワーカーの変更や、家庭訪問の際には女性ケースワーカーが同席するなど、柔軟な対応に努めております。

また、各ケースワーカーにおいて、窓口や面談をはじめ、家庭訪問の際も人権に配慮した細やかな対応を心掛けております。

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(生活福祉課)

「生活保護のしおり」については、相談者にとって分かりやすく必要な情報が得られることができるよう毎年内容の見直しを行っております。

また、相談時には申請書を対象者に配布するとともに、申請にあたっての適切な説明に努めております。

⑥警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(生活福祉課・福祉総務課)

現在、福祉部内で警察官 OB を 1 名配置しておりますが、行政対象暴力への対応等を目的としているものです。また「適正化」ホットラインについては実施しておりません。

⑦物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

(生活福祉課)

生活保護基準については、国の「社会保障審議会 生活保護基準部会」において、5 年に 1 度実施される全国家計構造調査のデータ等をもとに、定期的に専門的かつ客観的な評価・検証が行われており、令和 5 年度からの当面 2 年間においては、臨時的・特例的な措置として、現在の物価上昇等を踏まえ、現行の保護基準を維持した上で改定が行われたところです。

今後も国の動きを注視するとともに、生活保護受給者の生活状況の把握に努め、物価上昇の影響を踏まえた生活保護基準の見直しについて、国に対して要望を行ってまいります。

⑧住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(生活福祉課)

住宅扶助については、国の定める基準に基づき支給しておりますが、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づく経過措置を認めております。

また、特別基準の設定については、該当事例が発生した場合に、ケース検討会議にて個別に検討してお

ります。

⑨医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(生活福祉課)

国の定める医療扶助の運用を注視し、適正な医療扶助の実施に努めてまいります。

⑩国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(生活福祉課)

大学等進学に伴う世帯分離の取り扱いについては、対象世帯に対し、世帯員が高等学校在学時から十分に説明を行い、理解をいただいた上で行ってまいります。

## 9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

(まなび舎整備課)

小中学校の体育館空調につきましては令和6年度より3年間で設置していく予定としております。学校トイレにつきましても令和6年度より順次全校改修していき、改修部分の便器につきましては全て洋式化とします。

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(危機管理室)

避難者対策や避難所環境については、スフィア基準をはじめとした様々な基準や指針に基づき、改善や見直しを適宜行ってまいります。

③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(危機管理室)

大規模災害時に高齢者や障がい者の方等で、自宅にて過ごすことが困難な方に対しては、福祉避難所を開設する等、検討を行います。